

# 令和7年度 島根県野生動植物違法採取防止強化期間実施要領

## 1 目 的

島根県は、大山隠岐国立公園に代表されるように、豊かで多様な自然環境に恵まれている。その優れた自然生態系を保全するために、希少な野生動植物は、自然公園法や自然環境保全条例などにより無許可の採取・捕獲が禁止されている。

よって、違法採取が多発する春期を違法採取防止強化期間と定め、パトロール等を強化し、希少な動植物を保護するとともに、自然保護に関する啓発を図る。

## 2 期 間

令和7年4月1日（火）～6月30日（月）

## 3 実施機関

島根県

## 4 対象地域

県内の国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域他

## 5 協 力

環境省大山隠岐国立公園松江管理官事務所・隠岐管理官事務所、島根森林管理署、島根県警察本部、関係市町村、(公財)しまね自然と環境財団、(公財)ホシザキグリーン財団、(一社)隠岐ジオパーク推進機構、環境省自然公園指導員、自然保護指導員、島根県自然保護レンジャー、島根県希少野生動植物保護巡視員及び巡視団体等

## 6 活動内容

- (1) 希少な野生動植物を保護するため、パトロール等を実施するとともに、公園利用者等に啓発チラシやワッペン・シールを配布し、自然保護の啓発を図る。
- (2) 環境省自然公園指導員や自然保護団体など、監視指導活動に携わる関係者へ重点的なパトロール等を依頼する。
- (3) 報道機関の協力を得て強化期間の趣旨を周知する等、積極的な広報を行う。